

船橋市こどもの貧困対策庁内検討会設置要綱

(設置)

第1条 船橋市に住むこどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、こどもの貧困対策について庁内の関係機関で情報共有を図るとともに、連携した取組に向けた調査及び検討を行うため、船橋市こどもの貧困対策庁内検討会(以下「庁内検討会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内検討会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) こどもの貧困対策に関連する既存事業の調査及び分析
- (2) こどもの貧困対策における新たな取組に関する調査及び実施検討
- (3) 実態把握調査の実施検討
- (4) その他こどもの貧困対策について必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 庁内検討会は、別表に定める職の者をもって組織する。

(会長)

第4条 庁内検討会に会長を置く。

- 2 会長は、こども家庭部長とする。
- 3 会長は、庁内検討会を代表し、会務を総理する。

(庁内検討会)

第5条 庁内検討会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長が必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求めて意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 庁内検討会の庶務は、こども家庭部こども家庭支援課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、庁内検討会の運営に関し必要な事項は、会長が庁内検討会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

会長	こども家庭部長
市長部局	こども家庭部
	こども政策課長
	こども家庭支援課長
	児童相談所開設準備課長
	地域子育て部
	地域子育て支援課長
	福祉サービス部
	福祉政策課長
	地域福祉課長
	生活支援課長
	健康部
地域保健課長	
教育委員会	管理部
	教育総務課長
	学校教育部
	学務課長
	指導課長
	保健体育課長
	総合教育センター所長
	生涯学習部
	社会教育課長
	青少年課長